官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一一）　二
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一一）　三
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令（一一三）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三四）　四
○トマト加工品の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一六五）　四
○トマト加工品についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一六六）　四
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示（**原子力規制委**一）　四
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一四）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**六一）　四
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（**国土交通**一七一）　五
○高速自動車国道に関する件（**同**一七三、一七四）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（**同**一七五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一七六～一七八）　五
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一一）　六
○道路に関する件（**同**一一一、一一二）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**一一五、一一六）　七
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一四）　七
〔国会事項〕
官庁事項　七
〔人事異動〕
内閣　人事院　七
〔官庁報告〕
官庁事項　四
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　四
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　五
〔公　告〕
諸事項　五
官庁
建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　七

本号で公布された法令のあらまし

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第十一号）（こども家庭庁）

第１　健康保険法施行令の一部改正

健康保険法第百六十条の二第一項において、政令で定めることとされている子ども・子育て支援金率の範囲を千分の二・五とする。（第四十五条の五関係）

第２　私立学校教職員共済法施行令の一部改正

１　私立学校教職員共済法第二十二条第二項において、子ども・子育て支援納付金を掛金として徴収することに伴い、掛金の標準報酬月額及び標準賞与に対する割合の上限を千分の百四十七・五とし、任意継続掛金の標準報酬月額に対する割合の上限を千分の百三十二・五とする。（第十三条及び第二十九条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　国家公務員共済組合法施行令の一部改正

１　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新設される国家公務員共済組合法第百条第四項において、政令で定めることとされている子ども・子育て支援金率の範囲を千分の一・二五とする。（第二十三条の四関係）

２　その他所要の改正を行う。

第４　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

１　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の算定方法について、介護納付金と同様に規定する。（第二十八条第三項関係）

２　子ども・子育て支援金率の範囲を千分の一・二五とする。（第二十八条の二第三項及び第四項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第５　こども家庭庁組織令の一部改正

子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項の子ども・子育て支援納付金の徴収事務について、成育局及び成育局参事官が行うこととする。（第十八条関係）

第６　その他
　その他関係政令の整理を行う。
第７　附則
１　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
２　所要の経過措置を設ける。（附則第二項関係）

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第十二号）（こども家庭庁）
１　児童相談所設置市の指定
　東京都杉並区を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）
２　施行期日等
（１）この政令は、令和八年十一月一日から施行する。（附則第一項関係）
（２）この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令（政令第十三号）（内閣府本府）
　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）附則第二条に規定する政令で定める日は、令和八年五月十五日とする。

政　令

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条の二第一項、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の五第六項、私立学校教職員共済法第二十七条第三項、国家公務員共済組合法第百条第四項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十四条第四項及び第百四十四条の二第二項並びに附則第十四条の三第一項及び第十八条第九項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、並びに地方公務員等共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の四の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援金率の上限）

第四十五条の五　法第百六十条の二第一項の政令で定める率は、千分の二・五とする。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第十三条の項、第十六条の項及び第十七条の項中「第九十九条第一項第三号」を「第九十九条第一項第四号」に改める。

第十三条第三項中「千分の百三十」を「千分の百三十二・五」に改める。

第二十九条中「千分の百四十五」を「千分の百四十七・五」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十三条、第十六条及び第十七条中「第九十九条第一項第三号」を「第九十九条第一項第四号」に改める。

第二十二条第三項中「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改める。

第二十二条の二第二項中「介護納付金」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金」を、「費用は、」の下に「それぞれ」を加える。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援納付金に係る掛金率の上限）

第二十三条の四　法第百条第四項に規定する政令で定める率は、千分の一・二五とする。

第二十四条の見出しを「（退職等年金分掛金に係る掛金率を定める際に勘案する事情）」に改め、同条中「第百条第四項」を「第百条第五項」に、「第九十九条第一項第三号」を「第九十九条第一項第四号」に改める。

第二十五条中「第百条第五項」を「第百条第六項」に改める。

第二十五条の四第一項第一号中「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改め、同項第二号中「第九十九条第二項第四号」を「第九十九条第二項第五号」に改める。

第四十条中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十条中「職員（」の下に「第一号から第三号までに規定する費用については、」を「次号及び」の下に「第三号並びに」を、「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「、第二号及び第四号」を「から第三号まで及び第五号」に改める。

附則第五条中「（第一号」の下に「から第三号まで」を、「次号及び」の下に「第三号並びに」を、「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「及び第二号」を「から第三号までの規定」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第九十九条第一項第三号」を「第九十九条第一項第四号」に改める。

第二十八条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項及び次条第五項」を「第六項及び次条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　組合の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における子ども・子育て支援納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

第二十八条の二第三項中「第百十四条第四項」を「第百十四条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　子ども・子育て支援納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、次項に定める率を超えない範囲で、総務大臣の定めるところにより定めるものとする。

４　法第百十四条第四項に規定する政令で定める率は、千分の一・二五とする。

第二十九条の六中「第百十四条第五項」を「第百十四条第六項」に改める。

第四十七条の表第一項第一号の項中「次号」を「以下この項」に改め、同表第一項第二号の項中「第一項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同表第二項第一号、第二号及び第四号の項中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

附則第三十条の二中「割合」の下に「と、第二十八条の二第三項の規定により定められた子ども・子育て支援納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合とを合計した割合」を加え、「短期給付及び介護納付金」を「短期給付並びに介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

附則第三十条の二の五第一項中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

附則第三十条の二の七の表第一項第一号の項中「次号」を「以下この項」に改め、同表第一項第二号の項中「第一項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同表第二項第一号及び第二号の項中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第六項」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第五条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改める。

第五条第四項中「千分の百四十五」を「千分の百四十七・五」に改める。

第七条第二項第一号中「第一号及び第二号を除く」を「第三号及び第四号に係る部分に限る」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改める。

一　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第三十五条第一号及び第四十四条第一号

二　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第二条第一号

三　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第一条第一号

四　令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）第一条第一号（こども家庭庁組織令の一部改正）

第七条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「徴収」の下に「及び同法第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金の徴収」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　総務大臣は、第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第三項の費用の算定方法を定める場合においては、この政令の施行の日前においても、財務大臣の意見を聴くことができる。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十二号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「中野区」の下に「、杉並区」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十一月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、東京都杉並区が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、東京都杉並区長若しくは東京都杉並区が設置する児童相談所の所長その他の東京都杉並区の機関（以下「杉並区長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は杉並区長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、東京都杉並区が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、杉並区長等に対して、当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　高市　早苗

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十三号

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令

内閣は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日は、令和八年五月十五日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○厚生労働省告示第三十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第2 1～2045　（略） 2046　病変検出用口腔内画像診断支援プログラム	**別表第2** 1～2045　（略） （新設）

○農林水産省告示第百六十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、トマト加工品の日本農林規格（昭和五十四年農林水産省告示第千四百十九号）（ＪＡＳ　一四一九）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第百六十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、トマト加工品についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千三百十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○原子力規制委員会告示第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条及び第六十四条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十六日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年十一月文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～五　（略） 六　株式会社東芝原子力技術研究所	**第一条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第六十三条第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四条の表第二号及び第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）若しくは船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。 一～五　（略） 六　東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○法務省告示第十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年二月十六日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　野下　智之

○外務省告示第六十二号

令和八年一月五日にナイロビで、円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の平成二十二年七月二十六日付けの交換公文に従ってケニア共和国政府に供与されることになったムエア灌漑（かんがい）開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和五年十二月二十七日付けの口上書により令和七年十二月十三日まで延長された。）がケニア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和八年十二月十三日まで延長される旨の口上書の交換が、ケニア共和国政府との間に行われた。

令和八年二月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第二百七十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略） 三　保険等の業務を行う事務所の所在地 イ～ニ　（略）	一・二　（略） 三　保険等の業務を行う事務所の所在地 イ～ニ　（略）

ホ　大阪府大阪市西区立売堀一丁目二番十二号	ホ　大阪府大阪市中央区今橋三丁目一番七号
ヘ、ト　（略）	ヘ、ト　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、令和八年二月十六日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小樽市朝里川温泉二丁目七四一番三から同市朝里川温泉二丁目七五六番一まで	前	最大 五一 最小 一三	五三
	後	最大 五一 最小 二九	

○国土交通省告示第二百七十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
袋井市鷲巣字長張七二〇番一から同市鷲巣字長張七二七番一三まで	前	最大 九七 最小 二六	一七
	後	最大 九七 最小 二六	

○国土交通省告示第二百七十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年一月二十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5811号	小型船舶用救命浮環	オーシャンOL－C2型	株式会社オーシャン・ライフ	ファスナーの変更

○国土交通省告示第二百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高内川第二

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成七年建設省告示第二百七十六号で指定した同号五十八に掲げる土地の区域を除く。）

大分県中津市山国町槻木

字高内　四八五番

四八六番二

四九〇番二

四九一番二

四九二番二

四九三番三

四九五番二

四九七番三

四九八番三

四九九番二

五〇〇番二

五〇一番二

三四三七番二

三四五〇番二

ロ　大分県中津市山国町槻木字弥太ケ迫、字鳥居迫及び字高内の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成七年建設省告示第二百七十六号で指定した同号五十八に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
一点	北緯三三度二七分三五秒一一三〇	東経一三〇度五八分二八秒四〇〇七
二点	北緯三三度二七分三三秒五四七四	東経一三〇度五八分二八秒四〇〇七
三点	北緯三三度二七分三三秒六九二六	東経一三〇度五八分二六秒八二五九
四点	北緯三三度二七分三五秒〇八九五	東経一三〇度五八分二八秒〇五〇六
五点	北緯三三度二七分三七秒〇五〇八	東経一三〇度五八分三〇秒〇七五三
六点	北緯三三度二七分三六秒二五二〇	東経一三〇度五八分三一秒三三九七

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高内川三

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県中津市山国町槻木

字高内　四六五番二

四六六番三、四六六番五及び四六六番七

字弥太ケ迫　三四五九番四

○国土交通省告示第二百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡根羽村の区域内の土地のうち、次の一点から二十四点までを順次結んだ線及び一点と二十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°14′45.5078″	137°35′25.8988″
2	35°14′44.8664″	137°35′26.4758″
3	35°14′43.7165″	137°35′28.1659″
4	35°14′41.2675″	137°35′29.3004″
5	35°14′40.8696″	137°35′30.5008″
6	35°14′40.3334″	137°35′30.8937″
7	35°14′39.6493″	137°35′30.2674″
8	35°14′38.9694″	137°35′30.2888″
9	35°14′38.5104″	137°35′30.5130″

10	35° 14′ 37.6747″	137° 35′ 30.7383″
11	35° 14′ 37.2870″	137° 35′ 30.1084″
12	35° 14′ 37.3261″	137° 35′ 29.8995″
13	35° 14′ 38.2651″	137° 35′ 29.7880″
14	35° 14′ 38.6375″	137° 35′ 28.9651″
15	35° 14′ 39.3201″	137° 35′ 28.9893″
16	35° 14′ 40.0314″	137° 35′ 27.9578″
17	35° 14′ 39.8688″	137° 35′ 27.3271″
18	35° 14′ 40.3417″	137° 35′ 27.1189″
19	35° 14′ 41.1284″	137° 35′ 28.1147″
20	35° 14′ 42.1585″	137° 35′ 27.5965″
21	35° 14′ 42.9613″	137° 35′ 27.1366″
22	35° 14′ 43.6124″	137° 35′ 26.5713″
23	35° 14′ 44.2240″	137° 35′ 25.6100″
24	35° 14′ 45.1530″	137° 35′ 25.1744″

○国土交通省告示第二百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宗頭一川及び宗頭二川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県長門市三隅上の区域内の土地のうち、次の一点から三十五点までを順次結んだ線及び一点と三十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 21′ 07.9478″	131° 18′ 04.8772″
2	34° 21′ 07.5805″	131° 18′ 04.0256″
3	34° 21′ 07.5350″	131° 18′ 03.7289″
4	34° 21′ 07.4456″	131° 18′ 03.4604″
5	34° 21′ 07.2828″	131° 18′ 03.3253″
6	34° 21′ 07.2482″	131° 18′ 03.0332″
7	34° 21′ 07.3620″	131° 18′ 02.4058″
8	34° 21′ 07.2470″	131° 18′ 02.0704″
9	34° 21′ 06.0716″	131° 18′ 01.7840″
10	34° 21′ 06.0357″	131° 18′ 01.7383″
11	34° 21′ 06.0899″	131° 18′ 01.5493″
12	34° 21′ 06.1040″	131° 18′ 01.4696″
13	34° 21′ 06.0756″	131° 18′ 01.4461″
14	34° 21′ 06.0317″	131° 18′ 01.4294″
15	34° 21′ 04.4865″	131° 18′ 01.0982″
16	34° 21′ 04.2504″	131° 17′ 59.8660″
17	34° 21′ 04.3615″	131° 17′ 59.8936″
18	34° 21′ 04.5538″	131° 18′ 00.6926″
19	34° 21′ 07.8448″	131° 18′ 01.5077″
20	34° 21′ 08.6180″	131° 18′ 03.5477″
21	34° 21′ 09.7273″	131° 18′ 04.0742″
22	34° 21′ 10.2633″	131° 18′ 05.6575″
23	34° 21′ 10.2047″	131° 18′ 06.1450″
24	34° 21′ 09.1978″	131° 18′ 06.9646″
25	34° 21′ 08.8164″	131° 18′ 06.9080″
26	34° 21′ 08.3892″	131° 18′ 06.1076″
27	34° 21′ 08.1434″	131° 18′ 06.3391″
28	34° 21′ 08.2007″	131° 18′ 07.2460″
29	34° 21′ 09.0135″	131° 18′ 07.0825″
30	34° 21′ 09.4593″	131° 18′ 08.9215″
31	34° 21′ 09.2210″	131° 18′ 09.5742″
32	34° 21′ 07.5118″	131° 18′ 09.3949″
33	34° 21′ 07.1356″	131° 18′ 08.4727″
34	34° 21′ 07.6153″	131° 18′ 07.6438″
35	34° 21′ 07.1317″	131° 18′ 06.0293″

○東北地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千九百九号弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十二月十九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

酒田市豊里字落脇四六番一から同市豊里字落脇一二七番三まで　前　三七・七〇～一一三・〇〇　メートル

後　三七・七〇～一三一・八〇　キロメートル　〇・一三二

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　酒田市豊里字落脇四六番一から同市豊里字落脇一二七番三まで　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十六日

○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前	BA 一四・〇〇～四六・〇〇（メートル）	三・五三〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
〃	後	BA 一四・〇〇～四六・〇〇	三・五三〇	〃
	前	BA 一四・〇〇～四六・〇〇	三・五三〇	〃
	後	BA 一四・〇〇～四六・〇〇	三・五三〇	〃

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市西三島五丁目一七九番九から同市西三島五丁目一六八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	那須塩原市三区町六三二番一地先から同市三区町六三三番二九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　令和八年二月十六日

○九州地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年九州地方整備局告示第五十五号熊本都市計画道路事業三・三・九十三号益城中央線及び三・三・十三号水前寺秋津線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

参議院

答弁書受領

二月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃提出旧長生炭鉱水没事故の遺骨返還に関する質問に対する答弁書（第一号）

参議院議員奥田ふみよ提出災害ＮＰＯや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問に対する答弁書（第二号）

参議院議員奥田ふみよ提出原子力防災に係る緊急時対応の改定及び了承に関する質問に対する答弁書（第三号）

参議院議員奥田ふみよ提出「外国からの不当な干渉」に関する質問に対する答弁書（第四号）

報告書受領

二月十日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年七月一日から令和八年一月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

辞令

越智友佳子

参議院参事に任ずる

国際部国際交流課長を命ずる（二月十六日）

（国際部国際交流課長）参議院参事　林　和俊

願により令和八年二月十五日限り参事を免ずる（二月十五日）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上二月十一日）

人事院

交流審査会委員に任命する（二月十六日）

青木　仁志

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年二月十六日　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和7年12月17日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32046号	マッコーリーアセットファイナンスジャパン株式会社
静岡県知事(1)第02414号	静銀リース株式会社
和歌山県知事(1)第01449号	紀陽ヘルスケアファンド1号投資事業有限責任組合

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和7年11月10日	広島県知事(3)第02724号	ササキャピタル（広島地所）

令和7年12月17日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県阪神南県民センター長(9)第23032号	幸栄商事
宮城県知事(10)第01883号	本田商事
関東財務局長(14)第00113号	株式会社日光商事
大阪府知事(4)第12985号	株式会社First One
東京都知事(10)第16492号	株式会社マルイ
石川県知事(3)第00314号	小村商事
東京都知事(1)第31934号	きらぼしテック株式会社
東京都知事(1)第31967号	株式会社ときわヘルスケアサービス
東京都知事(1)第32004号	グローバルブリッジファンド合同会社

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	七号
㈢ 占用を制限する区域	区域備考
㈣ 制限の対象とする占用物件	酒田市豊里字落脇四六番一から同市豊里字落脇一一七番三まで 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年二月十六日
㈦ 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月16日

四国地方整備局長　豊口　佳之

1　処分をした年月日　令和８年１月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社電信　久保勇仁　徳島県徳島市川内町平石若宮121－１　国土交通大臣許可（般特－04）第26698号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９０号

東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社ｃｅｎｔｕｒｙ
代表清算人　水原　祥吾

１　決定年月日　令和８年１月29日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金総額から特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお各協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については本協定認可決定確定時に全額免除する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取
得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　八十二頁（号外第一四一号）

令和八年二月十六日

東京都港区芝浦一丁目二番三号

（甲）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役　濵野　敬一

東京都江戸川区松江一丁目二三番一号

（乙）日本機械リース販売株式会社

代表取締役　肥沼　良和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.delica.co.jp/

（乙）https://www.delica.co.jp/

令和八年二月十六日

東京都足立区六町四丁目一二番一二号

（甲）デリカフーズ株式会社

代表取締役　小林　憲司

長崎県諫早市津久葉町五番地七〇号

（乙）デリカフーズ長崎株式会社

代表取締役　澤田　清春

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）（丙）（丁）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一三頁（号外第一八五号）

（戊）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一二八頁（号外第一七四号）

（己）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

（庚）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一二頁（号外第一八五号）

令和八年二月十六日

東京都港区高輪四丁目一〇番一八号

（甲）ＭＯＯＮ－Ｘ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　渡邉　崇

長野県塩尻市大字広丘野村字金塚一〇三一番地一佐川急便松本営業所五階

（乙）ケラッタ株式会社

代表取締役　池上　貴尉

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号住友不動産青葉台ヒルズ一〇階

（丙）株式会社太陽

代表取締役　川嶋　伶

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号住友不動産青葉台ヒルズ五階

（丁）株式会社猫壱

代表取締役　川嶋　伶

名古屋市東区泉一丁目一三―三五

（戊）レバンテ株式会社

代表取締役　関口慎一郎

大阪市北区曽根崎新地一―一三―二二

（己）株式会社Ｂ．ＶＡＬＡＮＣＥ

代表取締役　安井　由佳

東京都港区高輪四丁目一〇番一八号

（庚）株式会社Ｖｉｅｏｎ

代表取締役　池上　貴尉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月四日

掲載頁　六十二頁（号外第二十五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十六日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一号

（甲）ジョイパックアミューズメント株式会社　代表取締役　林　光男

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一号

（乙）有限会社イーハート　取締役　林　大統

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　七十七頁（号外第十七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十頁（号外第十七号）

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

（甲）エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・３７株式会社

代表取締役　飯塚　敏裕

東京都千代田区平河町一―六―一五ＵＳビル八Ｆ

（乙）株式会社ＢｏｏｓｔＤｒａｆｔ

代表取締役　堀内　晴来

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都中央区新富一丁目一一番一〇―九〇一号

（甲）合同会社ダブルエイアイ

代表社員　木村　章展

東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階

（乙）合同会社横浜都市開発ＡＡ

代表社員　木村　章展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　七十六頁（号外第九十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　七十九頁（号外第九十二号）

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（甲）ジェンパクト株式会社

代表取締役　深田アレン

東京都江東区豊洲五丁目五番一三号

（乙）日本ジェンパクト・ビジネスサービス株式会社

代表取締役　深田アレン

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tms-e.co.jp/

（乙）http://www.tms-e.co.jp/

令和八年二月十六日

東京都中野区中野三丁目三一番一号

（甲）株式会社トムス・エンタテインメント　代表取締役　竹崎　忠

東京都中野区中野三丁目三一番一号

（乙）株式会社テレコム・アニメーションフィルム

代表取締役　竹崎　忠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　九十四頁（号外七号）

令和八年二月十六日

東京都文京区本郷三丁目三九番四号

（甲）フクダ電子株式会社

代表取締役　白井大治郎

千葉県白井市中三〇五番地一

（乙）フクダ電子技術サービス株式会社

代表取締役　中島　伸介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十八頁（号外十八号）

令和八年二月十六日

東京都文京区本郷三丁目三九番四号

（甲）フクダ電子株式会社

代表取締役　白井大治郎

東京都文京区本郷二丁目三五番八号

（乙）フクダメディカルソリューション株式会社

代表取締役　百瀬　寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一二六頁（号外第一四六号）

令和八年二月十六日

東京都中央区京橋一丁目七番一号

（甲）コスモエネルギーホールディングス株式会社

代表取締役　山田　茂

東京都中央区京橋一丁目七番一号

（乙）コスモビジネスアソシエイツ株式会社

代表取締役　田島　義之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　二〇五頁（号外第一三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　二〇五頁（号外第一三三号）

令和八年二月十六日

東京都中央区築地六丁目一九番二〇号

（甲）株式会社ニチレイフーズ

代表取締役　竹永　雅彦

東京都中央区築地六丁目一九番二〇号

（乙）株式会社ニチレイフレッシュ

代表取締役　田邉　弥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一一八頁（号外第一四四号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　八十五頁（号外第一三九号）

令和八年二月十六日

東京都千代田区神田小川町一丁目一番地

（甲）株式会社ＳＭＢＣヒューマン・キャリア

代表取締役　重松　秀臣

大阪府大阪市中央区南久宝寺町三丁目六番六号

（乙）ＳＭＢＣスタッフサービス株式会社

代表取締役　上田　晃裕

東京都港区西新橋一丁目三番一号

（丙）ＳＭＢＣラーニングサポート株式会社

代表取締役　清水　邦宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　九十一頁（号外第十九号）

（丙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　九十二頁（号外第十九号）

（丁）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　九十四頁（号外第十九号）

令和八年二月十六日

東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号

（甲）株式会社京進ランゲージアカデミー

代表取締役　上坊　孝次

東京都荒川区東日暮里五丁目五〇番八号

（乙）株式会社アイ・シー・シー

代表取締役　上坊　孝次

東京都荒川区西日暮里二丁目五一番八号

（丙）株式会社ダイナミック・ビジネス・カレッジ

代表取締役　上坊　孝次

東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号

ＵＢＧ東池袋ビル

（丁）株式会社オー・エル・ジェイ

代表取締役　上坊　孝次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、甲は令和八年四月一日付で山梨県南都留郡西桂町下暮地三六七番地に本店移転する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　九十九頁（号外第一四八号）

なお、乙の公告に係る訂正公告を令和七年七月七日付官報三十二頁（第一五〇一号）に掲載しております。

令和八年二月十六日

山梨県笛吹市一宮町上矢作一九一番地一

（甲）南アルプスワインアンドビバレッジ株式会社

代表取締役　小森　康伸

山梨県南都留郡西桂町下暮地三六七番地

（乙）富士アクア株式会社

代表取締役　小森　康伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇五頁（号外第一六八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇三頁（号外第一六八号）

令和八年二月十六日

滋賀県野洲市市三宅八〇〇番地

（甲）京セラＡＶＸコンポーネンツ東京株式会社

代表取締役　モーリ・アヴェン

滋賀県野洲市市三宅八〇〇番地

（乙）京セラＡＶＸコンポーネンツ安曇川株式会社

代表取締役　モーリ・アヴェン

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　五十八頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

令和八年二月十六日
滋賀県米原市三吉字三田二一五番地一
（甲）東レ・カーボンマジック株式会社
代表取締役　奥　明栄
静岡県御殿場市板妻一一番地の五
（乙）ムーンクラフト株式会社
代表取締役　礒井　伸也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十六日
大阪府門真市大字門真一〇四八番地
（甲）パナソニック　エレクトリックワークス株式会社
代表取締役　大瀧　清
大阪府門真市大字門真一〇四八番地
（乙）エネルギーシステム分割準備株式会社
代表取締役　元家　淳志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://birumane.com/koukoku
（乙）https://yamashin-kanzai.co.jp/koukoku

令和八年二月十六日
大阪府大阪市淀川区宮原五丁目一番一八号
（甲）株式会社太陽ビルマネージメント
代表取締役　紙谷　幸弘
東京都中央区日本橋本石町四丁目五番九号
（乙）株式会社山新管財
代表取締役　前田　竜一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/sde05/
（乙）http://www.mdenshi.jp/ste05/

令和八年二月十六日
兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目六番一号
（甲）三和電気株式会社
代表取締役　三好　帥男
兵庫県三田市三輪二丁目三番三三号
（乙）摂菱テクニカ株式会社
代表取締役　森本　隆雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十三日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　七十六頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一〇頁（号外第一六八号）

令和八年二月十六日
長崎県長崎市土井首町五〇〇番地
（甲）株式会社大洋食品
代表取締役　上妻　洋幸
長崎県大村市松並二丁目六〇番一号
（乙）長崎冷蔵株式会社
代表取締役　上妻　洋幸

令和八年二月十六日
岩手県盛岡市東見前九地割一八番地一
株式会社カネマン
代表取締役　三浦　崇

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＲＥＧＡＴＥ（乙、住所大阪市東成区中本三丁目一〇番六号）の店舗事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　五十九頁（号外第一〇三号）

令和八年二月十六日
東京都新宿区四谷四丁目二八番八号ＰＡＬＴビル
株式会社ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役　徳重　浩介

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社ハスコー（乙、住所東京都練馬区富士見台四丁目四三番一四号）の自動車部品工具卸売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

令和八年二月十六日
東京都練馬区富士見台四丁目四五番一六号
アイティ技研株式会社
代表取締役　林　健治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　熊本日日新聞
掲載の日付　令和八年二月三日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　熊本日日新聞
掲載の日付　令和八年二月三日
掲載頁　三頁

令和八年二月十六日
熊本市東区戸島町四三二番地四
（甲）株式会社ジューシー
代表取締役　橋本　明利
熊本市東区小山町一八七八番地五
（乙）株式会社熊本フルーツセンター
代表取締役　橋本　明利

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日
沖縄県うるま市田場一七四八―一
（甲）合同会社爛々
代表社員　池原さやか
沖縄県うるま市塩屋三五七番地一
（乙）合同会社架け橋
代表社員　新垣　明人

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社イーハート（乙、住所東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一号）の遊技場（所在東京都西東京市ひばりが丘北四丁目三番二五号　名称ＰＲＥＧＯ）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月四日
掲載頁　五十九頁（号外第二十五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割によりアイティ技研株式会社（乙、住所東京都練馬区富士見台四丁目四五番一六号）の自動車修理工具卸売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

令和八年二月十六日
東京都練馬区富士見台四丁目四三番一四号
株式会社ハスコー
代表取締役　林　健治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社である甲の管理事業及び静岡県に所在する不動産の一部管理事業に関する権利義務を除く乙のすべての事業に関連する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。また、乙は、令和八年三月三十日付で合同会社に組織変更し、組織変更後の商号をコーニングジャパン合同会社に変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一〇二頁（号外第一四四号）

令和八年二月十六日
東京都港区赤坂一丁目一一番四四号
（甲）コーニングインターナショナル株式会社　代表取締役　古川　貴浩
東京都港区赤坂一丁目一一番四四号
（乙）コーニングジャパン株式会社
代表取締役　古川　貴浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のエネルギーシステムＳＢＵ及びＥＷ部門が営むエネルギーシステム関連事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　九十四頁（号外第一四一号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年二月十六日
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地
（甲）三洋電機株式会社
代表取締役社長　阿部　克巳
大阪府門真市大字門真一〇四八番地
（乙）エネルギーシステム分割準備株式会社　代表取締役　元家　淳志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりフジアルテ株式会社（乙、住所大阪市港区磯路一丁目六番一九号）の経営管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　八十七頁（号外第二六二号）

令和八年二月十六日
大阪市港区磯路一丁目六番一九号
フジアルテグループ株式会社
代表取締役　平尾　隆志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アンテノール（乙、住所神戸市中央区三宮町二丁目五番一号）及び株式会社ヴィタメールジャポン（丙、住所神戸市中央区三宮町二丁目五番一号）のグループ管理事業に関する権利義務をそれぞれ承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）及び（丙）

掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十日
掲載頁　二一七頁（号外第十二号）

令和八年二月十六日
神戸市中央区三宮町二丁目五番一号
株式会社ＥＷホールディングス
代表取締役　比屋根祥行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社関通（乙、住所兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四）の関東地区の物流サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十六日
兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四
株式会社関通ＥａｓｔＬｏｇｉｓｔｉｃｓ
代表取締役　河井　章宏

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社関通（乙、住所兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四）のＩＴサービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十六日
兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四
ＮｅｗｓＮｙｘ株式会社
代表取締役　古川　雄貴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一六九頁（号外第一四八号）

令和八年二月十六日
香川県小豆郡土庄町甲五一六五番地二一六
（甲）島島島株式会社
代表取締役　井上　政彦
香川県小豆郡小豆島町池田一番地一八
（乙）国際両備フェリー株式会社
代表取締役　小嶋　光信

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社林産（住所東京都練馬区富士見台四丁目四三番一四号）に対して、当社の資産管理部門に関する事業の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

令和八年二月十六日
東京都練馬区富士見台四丁目四五番一六号
アイティ技研株式会社
代表取締役　林　健治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｔ．Ｃｏｌｏｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日
仙台市青葉区小松島三丁目四番一二号二Ｆ
合同会社Ｔ．Ｃｏｌｏｒ
代表社員　髙橋　達也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

茨城県猿島郡境町長井戸一〇一五番地一

ＩＮＤＯ　ＮＩＰＰＯＮ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ合同会社

代表社員　ランダワハウィンダーシング

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

埼玉県川口市大字安行吉蔵二九八番地の一六

ＡＧＳ物流合同会社

代表社員　志賀　雅之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

千葉県君津市陽光台二丁目二番二号

合同会社マナ

代表社員　谷内　真秀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都中央区銀座一―一二―四―六Ｆ

合同会社あなたのミカタ

代表社員　東田　尚起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都港区芝五丁目三二番一二号

セキジン合同会社

代表社員　田中　達也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都渋谷区渋谷二―九―一〇青山台ビル九〇二号室

Ｎｉｎｅｖａｔｉｏｎ合同会社

代表社員　林　雪　梅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都中野区中野三丁目一八番一―三〇八号

合同会社ｉ２

代表社員　岩本　晃輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目一番九号ＹＡＺＡＷＡビルＵＣＦ三階　合同会社Ｆｉｅｌｄ

代表社員　安達　由香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

神奈川県横浜市中区山下町一一番地一グランドアネックス水町八階　原管財合同会社

代表社員　原　信造

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

神奈川県横須賀市米が丘通一丁目一番地一六―四〇一　合同会社Ｌｉｖｉｎｇ　ｏｎ

代表社員　太田　夏子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＴＴ　Ｒｅａｌ　Ｅｓｔａｔｅ株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

大阪府吹田市樫切山二一、Ｅ―三一四

ＴＴ　Ｒｅａｌ　Ｅｓｔａｔｅ合同会社

代表社員　高垣　良介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

香川県高松市高松町一九七九番地一

合同会社木村

代表社員　木村　公一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八億二千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　八十七頁（号外第一六〇号）

令和八年二月十六日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地

株式会社伊藤組

代表取締役社長　伊藤美香子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千七百二十万千七百六十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十三日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一五八頁（号外第二十一号）

令和八年二月十六日

茨城県日立市平和町二丁目一番一号

日立セメント株式会社

代表取締役　株木　康吉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九百九十九万九千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://try-international.co.jp/

令和八年二月十六日

千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一

株式会社トライ・インターナショナル

代表取締役　田所　史之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百九十七万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　五十五頁（号外第六号）

令和八年二月十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号

コーギア株式会社

代表取締役　川村　文彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　八十九頁（号外第二十六号）

令和八年二月十六日

東京都三鷹市牟礼三丁目三番二号

株式会社キャトル

代表取締役　出相　昭治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千六百五十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二日

掲載頁　一二五頁（号外第二十二号）

令和八年二月十六日

東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

イミュニティリサーチ株式会社

代表取締役　安河内正文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都目黒区上目黒一丁目三番七号ＶＯＲＴ代官山五階

ＡＩＰヘルスケアジャパン合同会社

代表社員　オーガスト・イノベーション・パートナーズ・エルエルシー

職務執行者　武藤　翔太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四百九十一万二千九百五十円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番一三号

株式会社田谷

代表取締役　田谷　和正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十六日

東京都文京区湯島一丁目五番四五号Ｍ＆Ｄタワー二〇階

セラファ・バイオサイエンス株式会社

代表取締役　山口　秀人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億五千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十八日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　七十六頁（号外第五十九号）

令和八年二月十六日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

キラリアハイジーン株式会社

代表取締役　一ノ瀬信二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十九日、株主総会の決議は令和八年三月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一六四頁（号外第一五〇号）

令和八年二月十六日

東京都杉並区下高井戸一丁目一五番一二号

株式会社コルグ

代表取締役社長　ヴァレ美葉

代表取締役副社長　福田　大徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千七百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　八十九頁（号外第二十六号）

令和八年二月十六日

山口県下関市小月小島二丁目三番一七号

西日本二チモウ株式会社

代表取締役　北條　智之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十六日

福岡市中央区荒戸二丁目三番三七―四〇七号

住環境オークネット有限会社

代表取締役　江藤　正浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金十二億五千百六十三万二千八百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月六日

掲載頁　五十九頁（号外第二十七号）

令和八年二月十六日

千葉県旭市鎌数九一六三番地二五

株式会社キャリアストック

代表取締役　座古　昌長

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億八百三十万五千五百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七〇頁（号外第二二〇号）

令和八年二月十六日

東京都港区北青山一丁目二番三号

株式会社ＫｉｔｅＲａ

代表取締役　植松　隆史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億二千八百十万八千五百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月六日

掲載頁　五十七頁（号外第二十七号）

令和八年二月十六日

横浜市旭区下川井町二一四一番地一

株式会社元宮サービス

代表取締役　鈴木　悠里

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千七百六万七千五百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十六日

三重県伊勢市小木町七〇七番地一

入江ホールディングス株式会社

代表取締役　入江　豪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億六千四百九十万円、資本準備金の額を十三億六千四百九十万円減少し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　六頁

令和八年二月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目一七番一号

サイリーグホールディングス株式会社

代表取締役　福留　大士

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を五十二円、資本準備金の額を四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　三頁

令和八年二月十六日

東京都品川区東五反田一丁目一〇番七号

ウミトロン株式会社

代表取締役　藤原　謙

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千四百十三万五千四百二十円、資本準備金の額を四億四千四百十三万五千四百二十円減少し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　七十三頁（号外第一六二号）

令和八年二月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二〇番一号Ｖｅｒｄｅｘ神宮北参道　株式会社ｓｔｕ

代表取締役　黒田　貴泰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億五千二百八十七万五千円、資本準備金の額を三十八億二千八百四十八万五千円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面又は電磁的記録による同意）は、令和八年二月六日付けで成立しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二九三頁（号外第一四八号）

令和八年二月十六日

東京都港区海岸一丁目七番一号

ＯｐｅｎＳｔｒｅｅｔ株式会社

代表取締役　工藤　智彰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百九十五億円、資本準備金の額を六百九十五億円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.sbirbhd.co.jp/investors/announcement.html

令和八年二月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社

代表取締役　長谷川　靖

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億二千五百二十四万円、資本準備金の額を十三億二千五百二十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　一二六頁（号外第二五六号）

令和八年二月十六日

名古屋市緑区鳴海町字長田七五番地の一

ソルダーコート株式会社

代表取締役　成田　雄彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千三百九十九万九千九百五十六円、資本準備金の額を七億千九百七十八万八千九百五十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hoist-jp.com/

令和八年二月十六日

大阪府箕面市船場西二丁目二番一号

株式会社ＨＯＩＳＴ

代表取締役　柿沼　千早

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九千万円、資本準備金の額を八億九千七百五十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十六日

福岡市博多区上川端町一二番二〇号

株式会社ブラッセンド

代表取締役　伊勢　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年三月十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月十六日

東京都中央区日本橋小舟町七番二号

株式会社浅沼商会

代表取締役　相川千代治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十六日

東京都杉並区高円寺南二丁目二六番六号

株式会社ムサシノキカイ

代表取締役　加藤　一孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十六日

東京都中央区日本橋小舟町一三番三号日本橋ＩＰビル二階

株式会社ワールドシステムコンサルタント

代表取締役　井上　佳彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十六日

東京都港区北青山二丁目一一番三号Ｂ一

株式会社フィルム

代表取締役　滝野　雅久

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李旭東が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一六号

上海岡三華大計算機系統有限公司

日本における代表者　李　旭　東

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるカステリーノ・プラブー・栄道安が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十六日

大阪府豊中市新千里東町一丁目四番一号阪急千里中央ビル八階リージャス千里中央

HydraForce Japan LLC

日本における代表者

カステリーノ・プラブー・栄道安

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を二億二十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　二頁

令和八年二月十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階

（甲）株式会社ＡＰ８４

代表取締役　安永　記士

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（乙）マフテック株式会社

代表取締役　松﨑　耕介

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲は、吸収分割により乙の保守メンテナンス事業に関する権利義務を承継し、丙は乙の他の権利義務全部を合併により承継して存続し、乙は解散することにいたしました。あわせて、甲は、合併により丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、丁及び戊は解散することにいたしました。

この吸収分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十六頁（号外第一四一号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十六頁（号外第一四一号）

（丁）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　四十九頁（号外第一四三号）

（戊）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　四十九頁（号外第一四三号）

令和八年二月十六日

横浜市西区北幸二丁目七番一八号

（甲）株式会社オカムラ

代表取締役　中村　雅行

神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目四番三号

（乙）株式会社オカムラサポートアンドサービス

代表取締役　杉山　健作

横浜市西区北幸二丁目七番一八号

（丙）株式会社オカムラビジネスサポート

代表取締役　佐藤　喜一

東京都千代田区永田町二丁目一三番二号

（丁）株式会社ヒル・インターナショナル

代表取締役　佐藤　春徳

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号

（戊）株式会社Ｔｄ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　水谷　栄男

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　七十頁（号外第二三四号）

令和八年二月十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

マーリン特定目的会社

取締役　海瀬　浩昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十八億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一七頁（号外第八号）

令和八年二月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

Ｌｕｏｇｏ　Ｖｅｒｄｅ特定目的会社

取締役　山本　祐紀

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年一月九日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことで厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

東京都中央区日本橋箱崎町三六番二号

サンテレホン株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

大澤　正康

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十六日

石川県金沢市古府町南四五九番地

アップティー株式会社確定給付企業年金

清算人　西村　康司

訂正公告

令和八年一月二十七日官報（号外第十七号）八十九頁掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、「横浜市青葉区大場町九三〇番地一一二」とあるのは「横浜市西区みなとみらい三丁目三番一号ＫＤＸみなとみらいタワー七Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月十六日

横浜市西区みなとみらい三丁目三番一号ＫＤＸみなとみらいタワー七Ｆ

（甲）株式会社正司建設

代表取締役　仲村　茂樹

東京都町田市小川四丁目一八番三号

（乙）株式会社ライフ・ステージ

代表取締役　仲村　茂樹

取消公告

令和八年二月五日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年二月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番一三号

株式会社田谷

代表取締役　田谷　和正